

ふまねっとインストラクター規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人ふまねっと（以下、「法人」という）が認定するふまねっと運動の指導者である「ふまねっとインストラクター」の活動目的、資格、権利と責務について定めるものである。

2. この規程は、法人の定款、および会員規約で定められていない詳細な規則を定め補足するものである。よって、基本的な諸規則及び使用する単語の定義については、定款及び会員規約の定めるとおりとする。

(定義)

第2条 法人が認定する「ふまねっとインストラクター養成講習」を受講して、試験で合格し、法人に正会員として入会して資格登録を行った者を「ふまねっとインストラクター」と呼ぶ。

2. ふまねっとインストラクターには、習得した講習の水準に応じて「3級」、「2級」、「1級」の資格を設置する。

3. 「ふまねっと運動」とは、北澤一利（以下、開発者）の研究に基づいて考案され、特許（出願番号 2017-042191）、商標（登録番号第4926898号）および著作権などの知的財産として保護された運動である。

4. 「NPO法人ふまねっと」は、開発者から「ふまねっとインストラクター」およびその他のふまねっと運動に関連する指導者を認定する権利をライセンス認定された「ふまねっと運動指導者認定機関」である。

(活動目的)

第3条 ふまねっとインストラクターは、ふまねっと運動を利用した各種の事業を通じて、病院や施設の患者や利用者の生活権益の拡大ならびに社会参加を支援し、「持続可能な福祉社会」を実現するために、地域社会が求める健康づくりや福祉活動を率先して担うリーダーとして活動することを目的とする。

(受講資格)

第4条 ふまねっとインストラクター養成講習の受講資格は問わない。

第2章 権利と責務

(権利)

第5条 ふまねっとインストラクターは、第3条で定めた目的の達成のために、日本国内においてのみ、資格の有効期間中、所属する機関や施設が行う各種の事業でふまねっと運動の知的財産を使用する権利（サブライセンス）を有する。

2. ふまねっとインストラクターは、ふまねっとのステップ、指導方法、ふまねっとに関するイベント、研究成果について、機関紙などを通じて定期的に配信される情報を受け取ることができる。

(責務)

第6条 ふまねっとインストラクターは、ふまねっとに関する正しい情報を入手して指導技術の維持と向上に努めなければならない。

2. ふまねっとインストラクターは、ふまねっと運動を定められた正しい方法で指導するように務めることとし、台詞や指導法を個人の判断で変更することはできない。

3. ふまねっとインストラクターは、ふまねっと運動の指導記録の保管に努め、歩行機能の改善効果の分析や、利用者や患者へのフィードバックを行うよう努めなければならない。

4. ふまねっとインストラクターは、同一機関や施設に所属するふまねっとインストラクターとともにふまねっと運動の組織的な指導体制を築くためのミーティングを行い、正しく効果的な指導ができるように情報交換を進んで行わなければならない。

5. 映像、テキスト、音楽などの教材は、ふまねっと運動のノウハウが含まれているので、機密情報として第三者への漏洩がないよう鍵のかかる書庫で管理し、いかなる理由や目的でも複製してはならない。

6. 有効な認定証を持たずにふまねっと運動を指導する者を目撃した場合には、正しい手続きに従って資格を取得する方法を知らせた上で、

目撃した日時や施設名、および住所などの事実を法人に連絡しなければならない。

7. ふまねっとインストラクターとしての活動で知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律に沿ってその取扱には十分注意し、本人の同意がなく目的以外では使用しない。
8. ホームページの公認資格所有者一覧に、氏名と居住市町村名を公開することとする。

第3章 資格の登録

(ふまねっとインストラクター登録)

第7条 ふまねっとインストラクター養成講習を受講し、試験に合格したものは、法人の正会員として入会し、定められた年会費と登録料を支払うことで、ふまねっとインストラクター資格を取得することができる。

2. ふまねっとインストラクターは、ふまねっと運動の指導を行うときは、必ず「ふまねっとインストラクター認定証」を身につけなければならない。

(登録の更新)

第8条 ふまねっとインストラクターとして、登録されたものは、第9条に該当しない限り、法人の正会員として年会費を納入することで、その資格を更新することができる。

2. ふまねっとインストラクターの資格の有効期間は、資格を取得した年度または更新した年度の3月31日までとする。

(登録の抹消)

第9条 ふまねっとインストラクターがこの規程、または法人の定款及び会員規則に違反する行為があったとき、または法人の年会費を滞納したとき、または開発者と法人のライセンス契約が解除されたときは、法人はそれを当該ふまねっとインストラクターに伝えることとし、その時点でふまねっとインストラクター資格を抹消する。

2. ふまねっとインストラクターは、自らふまねっとインストラクター認定証を法人に返還することで、登録を抹消することができる。

3. ふまねっとインストラクター登録を抹消されたものがあらためて資格を取得するために

は、法人が定める手続により、再度登録を行わなければならない。

(無資格使用の禁止)

第10条 ふまねっとインストラクター資格を抹消した後に、ふまねっとを使用したり、ふまねっとインストラクターに類似した活動を行うなど、正規に活動するふまねっとインストラクターの権利を侵害し、法人に損失を与え、知的財産権の不正使用にあたる行為は禁止する。

2. この条文に違反した事実を発見した場合は、法人は当該違反者に注意と警告を与え、違反が改められない場合には生じた損害の賠償を当該無資格者に対して請求する。

3. 第6条の5項は、資格の抹消後においても継続して効力を有する。

第4章 附則

(規程の変更)

第11条 この規程を変更する場合は、法人の理事会において出席者の2分の1以上の承認を得なければならない。

第12条 この規程に定めることのほか、ふまねっとインストラクターの活動に関し必要な事項は、法人の理事長がこれを定める。

第13条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、2019年5月1日から施行する。